

「令和3年度医療労務管理支援事業」提案書作成要領

1 提案書の作成・提出

(1) 提出書類

提案書（A4サイズ、両面印刷、左上1箇所留め）7部（うち1部に会社名等を記載し、残りの部には会社名等を記載しない）

企画案は、1者につき1案とする。

なお、作成は、別紙「提案書記載等事項について」によること。

また、提案書類には、企業名又はそれに類する情報を記載しないこと。

(2) 提出期限

令和3年2月26日（金）17時00分

(3) 提出先

〒310-8511 茨城県水戸市宮町一丁目8番31号

茨城労働局 雇用環境・均等室

担当 小橋、生天目

電話 029-277-8295（内線415）

2 その他

- (1) 特許権、著作権等のあるものを企画案に利用する場合、事前に承諾を得ること。
- (2) 提出された提案書等の返還は行わない。
- (3) 1者あたり1件を超えて申込みを行った場合は、すべての企画を無効とする。
- (4) 提案書等の作成及び提出に係る費用は、すべて提出者の負担とする。
- (5) この作成要領に疑義が生じた場合は、担当まで問い合わせること。

3 担当連絡先

茨城労働局 雇用環境・均等室

担当 小橋、生天目

電話 029-277-8295（内線415）

FAX 029-224-6265

提案書記載等事項について

提案書は、「令和3年度医療労務管理支援事業」の事業内容（仕様書）を参考にして、以下の構成に従って作成すること。

以下の構成に従わない提案書、および【必須】とした項目の記載がない提案書については、入札適合条件を満たさないものと判断する。

なお、提案書類には、企業名又はそれに類する情報を記載しないこと。

1 表紙【必須】

以下の内容を記載すること。

「令和3年度医療労務管理支援事業」

2 事業実施体制【必須】

本事業の実施に当たり、医療労務管理アドバイザーが不在の場合の連絡体制の確保や関係機関との連携体制など、全般的な実施体制について記載すること。

3 事業全体計画【必須】

事業の趣旨目的を踏まえた事業全体の実施スケジュール、大まかな作業内容等を記載すること。

4 業務実績【任意】

過去に本事業に関連する事業等の経験を有する場合、その名称及び事業概要を記載すること。

5 提案内容

（1） 医療勤務環境改善支援センター業務の利用勧奨、周知・広報

仕様書第2の1（1）及び1（8）で要求する医療勤務環境改善支援センターで実施する利用勧奨業務及び業務に係る周知・広報業務について、利用勧奨業務の実施体制、本事業の周知・広報の実施方法、医療勤務環境改善支援センターの開設日、開設場所等の周知・広報の実施方法について記載すること。

（2） 個別支援業務、医師労働時間短縮計画の策定支援業務、特別支援業務、相談対応業務等

仕様書第2の1（2）、1（3）、1（4）、1（5）及び1（7）で要求する、医療機関を対象とする個別支援業務、医師労働時間短縮計画の策定支援業務、特別支援業務、相談対応業務、集計・分析等業務について、以下の点について記載すること。

- ・ 医療機関の勤務環境改善に関する個別支援業務、医師労働時間短縮計画の策定支援業務（個別支援業務と同様の業務として記載）、特別支援業務、相談対応業務等についてどのような体制で実施するのか。特に、労務管理分野での支援をどのような体制で実施するのか

- ・ 医療機関からの医業経営、診療報酬など、労務管理分野以外に関する相談、各種制度への照会についてどのような体制で実施するのか

(3) 集計・分析等業務

- ・ 医療機関の労務管理面における実態や勤務環境改善に向けたニーズについて、どのように集計・分析等を実施するのか

(4) 運営協議会への参画、実務者セミナーの開催等業務及び研修会の運営業務等

仕様書第2の1（9）で要求する運営協議会への参画について、茨城県、茨城労働局、医療関係団体等との連携の在り方を含めた具体的な参画の方法について記載すること。

また仕様書第2の1（10）で要求する実務者セミナーの開催等業務及び仕様書第2の1（11）研修会運営業務等について、茨城労働局等との連携の在り方を含めた具体的な運営の方法について記載すること。

(5) 医療労務管理アドバイザーの確保

仕様書第2の3（1）で要求する、医療労務管理アドバイザーの確保について、候補者氏名、専門分野、略歴、その候補者を挙げる理由、等を記載すること。

(6) 医療労務管理アドバイザーに対する研修

仕様書第2の3（3）で要求する、医療労務管理アドバイザー等に対する研修の実施体制及び内容について記載すること。

6 ワーク・ライフ・バランスへの取組

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定（えるぼし認定）、次世代育成支援対策推進法に基づく認定（くるみん認定・プラチナくるみん認定）、青少年の雇用の促進等に関する法律に基づく認定（ユースエール認定）を受けている場合は記載すること。

また、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく一般事業主行動計画の策定義務がない事業主（常時雇用する労働者の数が300人以下のもの）で行動計画を策定している場合については一般事業主行動計画策定届（計画期間が満了していない行動計画）の写しを添付すること。

7 その他

仕様書及び評価基準に記載の内容以外に、自社の優位性を表す数字、実績等でアピールしたい事項があれば記載すること。